

南知多町空き家等の適正な管理に関する条例（仮称）の制定に対する意見及び町の考え方

番号	項目	意見の内容	町の考え方
	所有者等に対する措置	<p>町は、町民、所有者等に対して、敷地を含む空き家等を適正に管理するよう必要な措置を行う。</p> <p>方法として、広報看板の設置、各種会議、イベント等での広報活動、所有者等への助言、相談、指導等、住民からの通報が考えられる。</p>	<p>ご意見を参考とさせていただき、より良い制度となるよう取り組んでまいります。</p> <p>なお、対象とする空き家等は、財産権等の関係から、危険な状態にあるもの(塀や柵等の工作物を含む)に限定することが適当であると考えております。</p> <p>また、敷地部分については、対象とはしないことを予定しております。</p>
1	立入調査	<p>管理不全な状態にあるものは、立入調査ができるものとして、その結果を公表、関係者に対して、直ちに保全、取壊し等の命令ができるものとする。</p> <p>場合によっては、裁判所、警察署、消防署等に協力を要請することができるものとする。</p>	<p>条例では、所有者等の自発的な対応を促すため、命令・公表の前に助言、指導又は勧告を行い、また、命令・公表等に際しては南知多町行政手続条例等に従い、弁明の機会を付与する等の所定の手続を経て行うことを予定しております。</p> <p>なお、立入調査及び関係機関への協力の要請については、条例において規定することを予定しております。</p>
	支援措置	<p>費用的に、補修・解体等が困難なものに、その費用を支援（補助）する方法を決めること。</p> <p>また、補助金の回収方法も決めること。</p> <p>生活困窮者、帰郷見込みのない町外転出者については、町で買取り等を講ずるものとする。</p>	<p>所有者等が自ら必要な措置を講じるために必要な支援について、条例において規定することを予定しております。</p> <p>町による買取り等については、所有者等自身による適正な管理を妨げるとともに、活用予定のない土地を町が取得・保有することは不適當であると考えております。</p>

項 目	意見の内容	町の考え方
行政代執行	<p>町長は、助言、指導にも拘らず、改善されない場合は、期限を定めて、必要な措置を講ずるよう勧告することができることとし、それでも従わないものに対しては、行政代執行法の定めるところにより、必要な措置を行い、その費用を所有者等から徴収することができることとする。(罰則規定を設けてもいいと思う。)</p>	<p>ご指摘の件については、条例において規定することを予定しております。</p> <p>なお、罰則規定については、所有者等自身に危険を除去させることを目的とする本条例の目的になじまないため、規定しないことを予定しております。</p>
そ の 他	<p>住宅家屋を取り壊した場合、住宅控除としての適用がなくなるとして、そのまま放置されている家屋が見受けられますが、一定期間、人が住まない状況にあるものについては、固定資産税の特例がなくなる等の措置をしてはどうか。</p>	<p>ご指摘の事案に係る土地について、固定資産税における住宅用地に対する課税標準の特例措置の適用対象外であるものと理解しております。</p>
そ の 他	<p>他市町村の条例を参考にして、所有者等との摩擦をなくし、成功可能なものにして欲しい。</p>	<p>ご意見の趣旨を踏まえ、より良い制度となるよう取り組んでまいります。</p>